

# 稻川養護学校保護者会説明会資料

平成27年12月11日（金）

資料 1. 障害者総合支援法について

公益社団法人秋田県手をつなぐ育成会 事務局長 船木 定宏

2. 手をつなぐ育成会について

公益社団法人秋田県手をつなぐ育成会副会長 柴田 貞二

3. 地域における相談支援について

やまばと園 相談支援専門員 阿部 和弘

事 務 局

〒 010-0922 秋田市旭北栄町1-5

秋田県社会福祉会館内

公益社団法人秋田県手をつなぐ育成会

TEL・FAX 018-864-2718

e-mail akiteiku@khaki.plala.or.jp

HP <http://www.akita-ikuseikai.jp/>



## はじめに

# 障害者総合支援法の概要

障害者への福祉サービスの基本的な部分は、地域社会における共生の実現に向けての理念のもと、「障害者総合支援法」に規定されており、この法によって障害者の日常生活及び社会生活の総合的な支援を図ります。

## 障害福祉施策の流れ

障害保健福祉施策は、平成15年度からノーマライゼーションの理念に基づいて導入された支援費制度により充実が図られました。しかし、

- ①身体・知的・精神という障害種別ごとでわかりにくく使いにくい
- ②サービスの提供において地方公共団体間の格差が大きい
- ③費用負担の財源を確保することが困難

などの理由により、平成18年度からは障害者自立支援法が施行されました。

その後、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、障害者（児）を権利の主体と位置づけた基本理念を定め、制度の谷間を埋めるために障害児については児童福祉法を根拠法に整理しなおすとともに、難病を対象とするなどの改正を行い、平成25年4月に障害者総合支援法に法律の題名も変更されて施行されました。

## 障害者総合支援法について

障害者総合支援法は、「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、新たな障害保健福祉施策を講ずることを趣旨として、障害者自立支援法を改正する形で創設されました。

よって、法律の題名は障害者総合支援法に変更されましたが、法律の基本的な構造は障害者自立支援法と同じです。

### (1) 法の目的

法の目的を「障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営む」とし、「地域生活支援事業」による支援を含めた総合的な支援を行うことも明記されました。

### (2) 基本理念

「基本理念」に

- ①全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されること
- ②全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現すること
- ③全ての障害者及び障害児が可能な限りその身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられること
- ④社会参加の機会が確保されること
- ⑤どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと
- ⑥障害者及び障害児にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資すること

を掲げています。

### (3) 対象範囲

法が対象とする障害者の範囲は、身体障害者、知的障害者、精神障害者（発達障害者を含む）に加え、制度の谷間となって支援の充実が求められていた難病等（治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者）としています。

※平成27年7月時点での332疾病が対象です。

### (4) 利用できる

#### サービス量

80項目に及び調査を行い、その人に必要なサービスの度合い（「障害支援区分」）を測り、その度合いに応じたサービスが利用できるようになっています。

# 障害者を対象としたサービス

障害者総合支援法による総合的な支援は、自立支援給付と地域生活支援事業で構成されています。

※障害児に関するサービスは、すべて児童福祉法に位置づけられています。

詳しくは、6~7ページを参照してください。

## 市町村

### 介護給付

- ◎居宅介護(ホームヘルプ)
- ◎重度訪問介護
- ◎同行援護
- ◎行動援護
- ◎重度障害者等包括支援
- ◎短期入所(ショートステイ)
- ◎療養介護
- ◎生活介護
- ◎施設入所支援

## 自立支援給付

### 訓練等給付

- ◎自立訓練
  - ◎就労移行支援
  - ◎就労継続支援
  - ◎共同生活援助(グループホーム)
- ※従来のケアホームは、グループホームに一元化されました。

### 自立支援医療

- ◎更生医療 ◎育成医療\*
  - ◎精神通院医療\*
- ※実施主体は都道府県等

### 補装具

## 地域生活支援事業

### 理解促進研修・啓発

- ◎自発的活動支援
- ◎相談支援
- ◎成年後見制度利用支援
- ◎成年後見制度法人後見支援
- ◎意思疎通支援
- ◎日常生活用具の給付又は貸与

### 手話奉仕員養成研修

- ◎移動支援
- ◎地域活動支援センター
- ◎福祉ホーム
- ◎その他の日常生活又は社会生活支援

支援

## 地域生活支援事業

- ◎専門性の高い相談支援
- ◎広域的な対応が必要な事業
- ◎人材育成

- ◎専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成・派遣
- ◎意思疎通支援を行う者の広域的な連絡調整、派遣調整 等

## 都道府県

「障害福祉サービス」は、勘案すべき事項（障害の種類や程度、介護者、居住の状況、サービスの利用に関する意向等）及びサービス等利用計画案を踏まえ、個々に支給決定が行われる「障害福祉サービス」「地域相談支援」と、市町村等の創意工夫により、利用者の方々の状況に応じて柔軟にサービスを行う「地域生活支援事業」に大別されます。

サービスは、介護の支援を受ける場合には「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合は「訓練等給付」に位置づけられ、それぞれ、利用のプロセスが異なります。

※サービスには期限のあるものと、期限のないものがありますが、有期限であっても、必要に応じて支給決定の更新（延長）は一定程度、可能となります。

## ■福祉サービスに係る自立支援給付等の体系

### ① 介護給付

#### ① 居宅介護（ホームヘルプ）

自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

#### ② 重度訪問介護

重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により、行動上著しい困難を有する人で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。

#### ③ 同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。

#### ④ 行動援護

自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。

#### ⑤ 重度障害者等包括支援

介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

#### ⑥ 短期入所（ショートステイ）

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

#### ⑦ 療養介護

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。

#### ⑧ 生活介護

常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。

#### ⑨ 障害者支援施設での夜間ケア等 (施設入所支援)

施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

### ② 訓練等給付

#### ① 自立訓練

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。機能訓練と生活訓練があります。

#### ② 就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

#### ③ 就労継続支援 (A型=雇用型、B型=非雇用型)

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

雇用契約を結ぶA型と、雇用契約を結ばないB型があります。

#### ④ 共同生活援助 (グループホーム)

共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。また、入浴、排せつ、食事の介護等の必要性が認定されている方には介護サービスも提供します。

さらに、グループホームを退居し、一般住宅等への移行を目指す人のためにサテライト型住居があります。\*

\*平成26年4月1日から共同生活介護（ケアホーム）はグループホームに一元化されました。

※サテライト型住居については、早期に単身等での生活が可能であると認められる人の利用が基本となっています。

③

### 地域生活支援事業

#### ① 移動支援

円滑に外出できるよう、移動を支援します。

#### ② 地域活動支援センター

創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設です。

#### ③ 福祉ホーム

住居を必要としている人に、低額な料金で、居室等を提供するとともに、日常生活に必要な支援を行います。

### ■日中活動と住まいの場の組み合わせ

入所施設のサービスを、昼のサービス（日中活動事業）と夜のサービス（居住支援事業）に分けることにより、サービスの組み合わせを選択できます。

利用者一人ひとりの個別支援計画を作成して、利用目的にかなったサービスが提供されます。

#### 日中活動の場

以下から1ないし複数の事業を選択

療養介護*
生活介護
自立訓練（機能訓練・生活訓練）
就労移行支援
就労継続支援（A型＝雇用型、B型＝非雇用型）
地域活動支援センター（地域生活支援事業）

#### 住まいの場

##### 障害者支援施設の施設入所支援

又は

##### 居住支援 (グループホーム、福祉ホームの機能)

\*療養介護については、医療機関への入院とあわせて実施



障害児を対象とした施設・事業は、施設入所等は児童福祉法、児童デイサービス等の事業関係は障害者自立支援法、重症心身障害児(者)通園事業は予算事業として実施されてきましたが、平成24年4月より児童福祉法に根柢規定が一本化され、体系も再編されました。

障害児通所支援を利用する保護者は、市町村に障害支援区分の認定について申請を行い、サービス等利用計画を経て、支給決定を受けた後、利用する施設と契約を結びます。障害児入所支援を利用する場合は、児童相談所に申請します。

### ■「児童福祉法」による障害児を対象としたサービスの概要

#### ■ 障害児施設

障害種別で分かれていた障害児施設は、通所による支援（「障害児通所支援（児童発達支援等）」）、入所による支援（「障害児入所支援（障害児入所施設）」）の2つに大別されています。

#### ■ 居宅サービスと通所サービスの一体的利用

通所サービスの実施主体が平成24年より市町村に移行されたことにより、居宅サービスと通所サービスが一体的に利用できます。

#### ■ 放課後等デイサービス、保育所等訪問支援

学齢児を対象とした放課後支援が充実されるとともに、障害があっても保育所等の利用ができるよう訪問サービスが創設されています。

#### ■ 在園期間の延長措置の見直し

18歳以上の障害児施設入所者には障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスが提供されます。なお、現に入所している方が退所させられないよう配慮されます。

## ■ 市町村・都道府県における障害児を対象としたサービス

### 市町村

障  
害  
児  
通  
所  
支  
援

#### 児童発達支援

児童福祉施設として位置づけられる児童発達支援センターと児童発達支援事業の2類型に大別されます。

様々な障害があっても身近な地域で適切な支援が受けられます。

##### ①児童発達支援センター／医療型児童発達支援センター

通所支援のほか、身近な地域の障害児支援の拠点として、「地域で生活する障害児や家族への支援」、「地域の障害児を預かる施設に対する支援」を実施するなどの地域支援を実施します。医療の提供の有無によって、「児童発達支援センター」と「医療型児童発達支援センター」に分かれます。

##### ②児童発達支援事業

通所利用の未就学の障害児に対する支援を行う身近な療育の場です。

#### 医療型児童発達支援

学校就学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供します。

学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。

#### 放課後等デイサービス

保育所等を現在利用中の障害児、今後利用する予定の障害児に対して、訪問により、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進します。

#### 保育所等訪問支援

### 都道府県

障  
害  
児  
入  
所  
支  
援

#### 福祉型障害児入所施設

従来の障害種別の施設と同等の支援を確保するとともに、主たる対象とする障害以外の障害を受け入れた場合に、その障害に応じた適切な支援を提供します。また、医療型は、このほか医療も提供します。

18歳以上の障害児施設入所者には、自立（地域生活への移行等）を目指した支援を提供します。

\*重症心身障害児施設は、重症心身障害の特性を踏まえ児者一貫した支援の継続を可能とします。

\*現に入所していた者が退所させられないように配慮されます。また、引き続き、入所支援を受けなければその福祉を損なうおそれがあると認めるときは、満20歳に達するまで利用することができます。

#### 医療型障害児入所施設

### 3 相談支援

平成24年4月の支給決定プロセスの見直しにより、計画相談支援の対象が原則として障害福祉サービスを申請した障害者等へと大幅に拡大されています。また、地域移行・地域定着支援は個別給付化が図られました。

地域における相談支援の拠点として、基幹相談支援センターを市町村が設置できることとなり、相談支援体制の強化が行われました。さらに、地域支援体制づくりに重要な役割を果たす自立支援協議会が法律上位置づけられました。

事業名	内 容
計画相談支援	<ul style="list-style-type: none"><li>●サービス利用支援 障害福祉サービス等の申請に係る支給決定前に、サービス等利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、サービス等利用計画の作成を行います。</li><li>●継続サービス利用支援 支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います。</li></ul>
地域相談支援	<ul style="list-style-type: none"><li>●地域移行支援 障害者支援施設、精神科病院、保護施設、矯正施設等を退所する障害者、児童福祉施設を利用する18歳以上の者等を対象として、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出への同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。</li><li>●地域定着支援 居宅において単身で生活している障害者等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。</li></ul>
障害児相談支援	<ul style="list-style-type: none"><li>●障害児支援利用援助 障害児通所支援の申請に係る支給決定前に、障害児支援利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、障害児支援利用計画の作成を行います。</li><li>●継続障害児支援利用援助 支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います。</li></ul>

※障害児の居宅サービスについては、指定特定相談支援事業者がサービス利用支援・継続サービス利用支援を行います。障害児の入所サービスについては、児童相談所が専門的な判断を行うため、障害児相談支援の対象とはなりません。

## 「障害者」の相談支援体系

利用計画サービス等

### 指定特定相談支援事業者 (計画作成担当)

※事業者指定は、市町村長が行う。

- 計画相談支援（個別給付）
  - ・サービス利用支援
  - ・継続サービス利用支援
- 基本相談支援  
(障害者・障害児等からの相談)

地域移着支援

### 指定一般相談支援事業者

※事業者指定は、都道府県知事、  
指定都市市長及び  
中核市市長等が行う。

- 地域相談支援（個別給付）
  - ・地域移行支援  
(地域生活の準備のための外出への同行支援・入居支援等)
  - ・地域定着支援（24時間の相談支援体制等）
- 基本相談支援  
(障害者・障害児等からの相談)

※市町村は法の規定上、情報提供や相談対応が責務であり、地域生活支援事業で相談支援の役割を担う（10ページ参照）。

## 「障害児」の相談支援体系

サービス等利用計画等

居宅サービス

### 指定特定相談支援事業者

※事業者指定は、市町村長が行う。

- 計画相談支援（個別給付）
  - ・サービス利用支援
  - ・継続サービス利用支援
- 基本相談支援  
(障害児や障害児の保護者等からの相談)

通所サービス

### 障害児相談支援事業者

児童福祉法に基づき設置  
※事業者指定は、市町村長が行う。

- 障害児相談支援（個別給付）
  - ・障害児支援利用援助
  - ・継続障害児支援利用援助

※障害児の入所サービスについては、児童相談所が専門的な判断を行うため、障害児相談支援の対象とはなりません。

## 相談支援事業所について

やまばと園相談支援事業所  
相談支援専門員 阿部 和広

### 1. 相談支援事業所の概要

#### ○従事する主な職員

(1) 管理者

(2) 相談支援専門員

要件) 1) 一定の実務経験

2) 都道府県が実施する「相談支援従事者研修」受講し終了すること

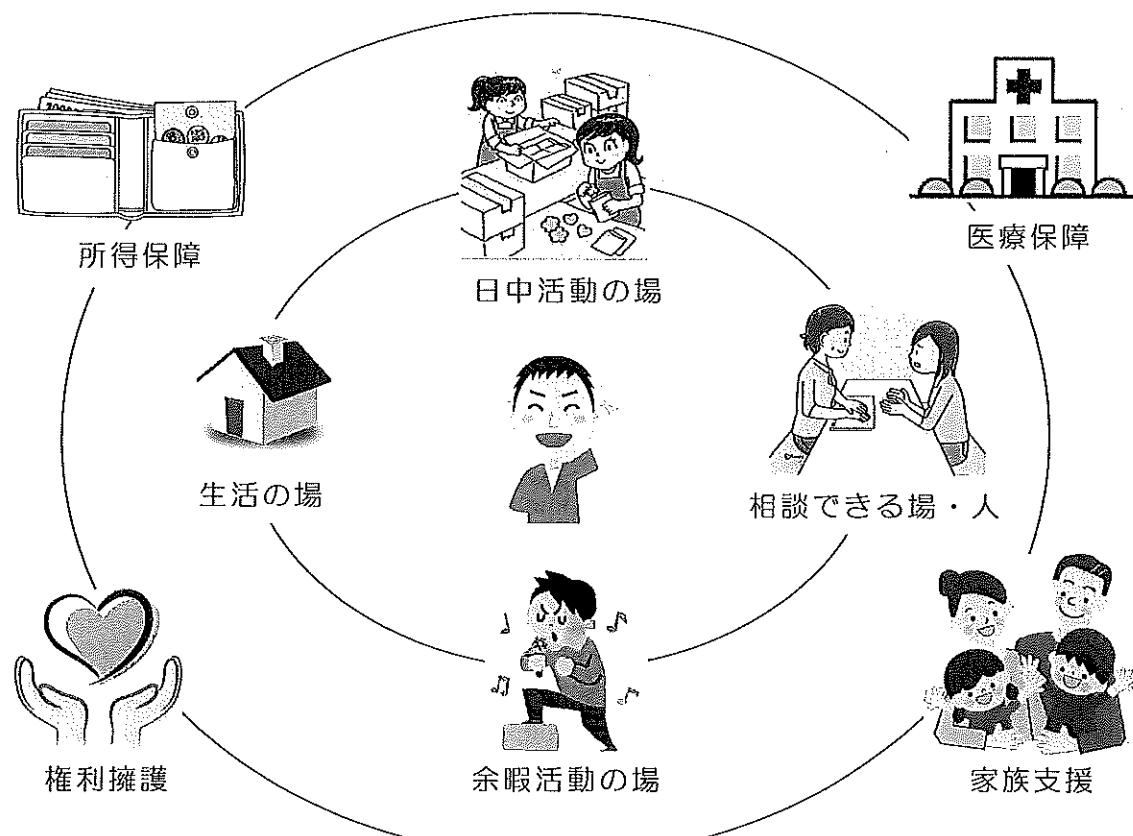
#### ○相談支援事業所の役割

障がいの種類や年齢にとらわれずに、湯沢雄勝圏域の皆さんの「どこに相談にいったらよいかわからない」「なかなか相談に行けない」を解決し、相談支援専門員が福祉の専門職として知識、技術、関係機関との連携により、皆さんの地域生活の安心と福祉の向上に向けた支援を行います。



「障がいをお持ちの方々が住み慣れた地域で安心した生活ができるための支援」

### 地域生活を安心して送っていくための要素



※ご本人が望む安心した生活を送っていくためには様々な人的・物的資源がバラバラに提供されるのではなく、統一的・一体的にさらには継続的に提供され続ける取り組みが必要



この取り組みを現実のものとしていくのが「相談支援専門員」

## 2. 具体的な業務内容

- 1) 各種福祉サービスや制度・事業所についての情報提供
- 2) 各種関係機関への紹介や受け入れの調整
- 3) 利用しているサービスについての評価、見直し
- 4) 地域で主体的な自立生活を送るための助言や情報提供
- 5) 病院や施設を出て地域で自立生活を送るための助言や支援
- 6) 権利擁護に関する支援



相談者の状況やニーズに応じた支援

## 3. 湯沢雄勝圏域の相談支援事業所

○合計9事業所（平成27年12月1日時点）

- ・愛光園相談支援事業所
- ・カメラーデン相談支援事業所
- ・地域活動支援センター松風
- ・ばあとなあ相談支援事業所
- ・ひだまり相談支援事業所
- ・ひばり野園相談支援事業所
- ・皆瀬更生園相談支援事業所
- ・ワークセンター相談支援事業所
- ・やまばと園相談支援事業所

参考までにやまばと園相談支援事業所は・・・・

- 1) 平成24年4月1日開設（障害者支援施設やまばと園内）
- 2) 職員の配置状況
  - ①管理者～1名
  - ②相談支援専門員～1名
- 3) 事業実施地域
  - ・湯沢市、羽後町、東成瀬村
- 4) 相談件数（平成26年度実績）

来所相談	73件
訪問相談	471件
電話相談	184件
合　　計	728件

相談支援事業所によって相談支援専門員の人数や実施地域は異なります。

※よく誤解されるのは・・・



やまばと園のサービスを利用したいから  
やまばと園相談支援事業所に相談しないと  
いけないのでは？



安心してください！

※どの事業所も所属する施設にとらわれない

中立・公平な立場で支援を行います！

※最後になりますが、皆さん一人で悩んでいませんか？

例えば・・・

「湯沢雄勝地域にはどんな福祉サービスがあるの？」

「福祉サービスを利用したいけどどうしたらいいの？」

「将来の生活が不安だな・・・」

「学校が休みだけど共働きでどうしよう・・・」

「働きたいけど自信がなくて・・仕事も見つからないな・・・」



そんな時こそ「相談支援事業所」にご相談を！

ご本人に限らず、ご家族からの相談も対応します。

来所での相談や電話相談の他、訪問による対応も可能です



Q・具体的に何をしてくれるの？

- ①各種福祉サービスや制度・事業所や施設などについての情報提供や活用に向けた助言、利用(変更)等の調整  
②各種関係機関への紹介やスマートな受け入れについての調整

③家庭訪問や電話連絡など定期的な関わりによる生活や利用しているサービスについての評価  
④地域で主体的な自立生活を送るための助言や情報提供

⑤病院・施設から地域生活を開始するお手伝い  
⑥権利擁護に関する支援などなど…

相談者の状況やニーズに応じた支援を行います  
※相談に関する個人情報や相談内容についてには秘密を厳守いたします

※障がい福祉サービスのご利用には指定特定相談支援事業所によるサービス利用計画の作成が必要です。（＊平成24年4月～）

※ご本人様に限らず、ご家族やご親族・関係機関・福祉サービス事業所様の相談も対応いたします。

※来所でのご相談や電話相談の他、訪問による対応も可能です。

★事業所一覧を参考にまずはご連絡下さい！

## <愛光園相談支援事業所>

〒019-0203 湯沢市寺沢手段ノ上4-5  
☎:0183-52-4313 FAX:0183-52-4314  
E-mail:aikouen@hyper.ocn.ne.jp

## <カメラーテン相談支援事業所>

〒012-0183 湯沢市皆瀬字桜坂17  
☎:0183-46-2064 FAX:0183-46-2677  
E-mail:nagaispoon@ymail.plala.or.jp

## <地域活動支援センター松風>

〒012-0055 湯沢市山田字中屋敷15-1  
☎:0183-72-5855 FAX:0183-78-0067  
E-mail:mazkaze@jinkelkai.or.jp

## <ばあとなあ相談支援事業所>

〒012-0036 湯沢市宇面神17-1かざぐるま内  
☎:0183-55-8678 FAX:0183-72-5466  
E-mail:soudan-ptn@osamba.ocn.ne.jp

## <ひだまり相談支援事業所>

〒012-0036 湯沢市杉沢新所字砂田4-1  
☎:0183-56-5045 FAX:0183-72-5808  
E-mail:hidamarinouen\_sakura@yahoo.co.jp

## <ひぼい野原相談支援事業所>

〒012-1115 雄勝郡羽後町足田字七瀧27-1  
☎:0183-62-2345 FAX:0183-62-3113  
E-mail:hbarino@fancy.ocn.ne.jp

## <皆瀬厚生園相談支援事業所>

〒012-0183 湯沢市皆瀬字上小保内6  
☎:0183-46-2729 FAX:0183-46-2055  
E-mail:koseien@city-yuzawa.jp

## <やまばと園相談支援事業所>

〒012-0106 湯沢市三梨町字飯田二ツ森43  
☎:0183-42-2141 FAX:0183-42-4709  
E-mail:yamabato@fukinoto.or.jp

## <ワークセンターゆざわ相談支援事業所>

〒012-0813 湯沢市前森3-3-4  
☎:0183-73-2644 FAX:0183-55-8388  
E-mail:workcenter-enomoto@mail.plala.or.jp

# 相談支援事業所



横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

横

こんな時には...一人で悩まず

きがる

# おもかげで地域にこだわる相談所じたさかい

重きたいけど

自信がないと…

仕事も見つからない…

病気や障がいがある生活に困ったぞ…

悩みを話せる人が欲しいな~

福祉サービスや制度をほしいなあ

何か活動する機会や仲間が欲しいな~

今使っているサービスでは不満足…

最近気分が落ち込んで…

最近気分が落ち込んで…

じていいとくていもうだんしえんじぎょうじは…

## 指定特定相談支援事業所とは…

私たちには障がいをお持ちの方々が住み慣れた地域で生活ができるよう様々な支援をする指定特定相談支援事業所（\*注1）です。

障がいの種類や年齢によらずに、湯沢稚園園域の皆様の「どこに相談に行ったらいいかわからぬ」「なかなが相談に行けない」「なかなが相談に行けない」を解決し、

福祉の専門職として知識と技術、関係機関との連携により、みんなの地域生活の安心と福祉の向上に向けた支援を行います。

注1：障害者総合支援法に基づき、地域において利用者の意向を踏まえたサービス利用計画の作成、自立した日常生活・社会生活を支援するための事業所です。専門の研修を経た相談支援専門員が配置され、秋田県や市町村の指定を受け活動しています。また、所属する施設にどちらがない中立・公平な立場で支援を行います。

